

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：都民安全総合対策本部

機関名称	東京都交通安全対策会議
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	交通安全対策基本法第16条
設置年月日	1970-10-22
機関の目的・所掌内容	法16条第2項の規定に基づき東京都交通安全計画を作成し及びその実施を推進するほか、都域内の陸上交通に関する施策・企画の審議及び当該施策の実施を推進する。
委員数	39 名 (うち、女性委員数 5 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/about/kaigi/kotsu-anzen/0000002083
問い合わせ先	都民安全総合対策本部 総合推進部 総合推進課 電話番号：03-5388-3123